

持されたし」と請願し中村社長は「余も然かしたき考なり」と答へたるが之を目して組合は中村社長が三月末まで現状維持の契約を爲せりと解したるものゝ如し請負制を廢し定備制となせし規約左の如し。

定用歩合制規約

- 一、工事請負ヲ廢シテ定用制トシ最低歩ナ七割トス
 - 二、勤怠ノ度ニ依リ六割以下ノ割増歩ヲ支給ス
 - 三、割増歩ハ部長、主任、工長及選出セラレタル若干名ノ工手ヨリ成ル調査會之ヲ決定シ縮メ切り日迄ニ計算課ニ通知セラルヘン
 - 四、工手中試験工及見習工ニ對シテハ此ノ制ヲ適用セス
 - 五、工手中不熟練工ニ對シテハ此ノ最低歩ナ一層降下スルモノトス
 - 六、工手中怠惰ニシテ自己ノ責任ヲ盡ササルモノ或ハ故意ニ作業ヲ妨害スル如キ行爲ヲナス者ニ對シテハ最低歩及割増歩ヲ撤廢スヘシ
 - 七、日課表ニハ記載セル作業名稱ニ對シ公定時間總數ヲ記入シ置クヘシ
- 大正九年十一月二十八日ヨリ木型工場仕上部ヨリ實施ス

然るに改正賃銀支拂總額が七千五百圓前後なるべしと思惟したるは會社の誤算にして、實際は月額九千圓を超過せしこと明かになれると、一方事業界の不振は會社をして極度の窮地に陥れたるため、會社は幾何もなく第二次整理の要を痛感するに到れり。

△第二次整理案内容

會社は十二月十五日に仕拂ふべき賃銀に困じ月末に延期する旨の揭示を爲せり、窮境斯くの如きため、茲に職工九十名減首の方案を立て、中村社長は佐野専務と合議の上、解雇手當支給額を左の如く定めたり。

| | | | | | |
|--------|-------|--------|-------|--------|------|
| △三年半以上 | 一二〇日分 | △三年 以上 | 一〇五日分 | △二年半以上 | 九〇日分 |
| △二年 以上 | 七五日分 | △一年半以上 | 六〇日分 | △一年 以上 | 四五日分 |
| △九ヶ月以上 | 三〇日分 | △九ヶ月以下 | 二〇日分 | | |

右の案に依れば六千四百圓を要す、而も會社の事情は十二月上旬季工賃四千圓の支拂すら不可能なる事とて、此金額の調達は素より極めて困難なる事言を俟たず、二十三日豫定の重役會は廿一日に開かれ、遂に重役は自腹を切り十二月分の工賃を乞覺したり、されど遂に年末に職工に給すべき年末賞與は遂に來年度に繰越さざるを得ざりぬ。

二十九日中村社長は中村常務に對し、第二次整理案を示して其承認を求めたり、是に對し同常務も亦事情止むを得ざるを諒せる事とて、自ら又一個の案を立て社長に示したり重複を厭はず兩案を對比せば左の如し。

社長案

三年半以上 一二〇日分

常務案

一年 以上 二〇日分